

国保

平成20年度都留市国民健康保険税 が大きく変わります

〔改正のポイント〕

1 医療費の増加による国民健康保険事業の赤字を解消するため、国民健康保険税の所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を値上げします。

医療費並びに基金取り崩し額の推移は表1のとおりで、総医療費、1人当たり医療費、赤字を補填するための基金取り崩し額、いずれもが増加しています。平成19年度は決算見込みの数値に

より、また、平成20年度は当初予算の数値による。このため、国民健康保険事業の健全化、安定化に向けて国民健康保険税率を改定します。

国民健康保険税率の平成19年度と平成20年度の比較は表2のとおりで、国民健康保険税の負担が増えることとなります。

表1

年度	総医療費	1人当たり医療費	基金取り崩し額
平成16	21億94,115千円	199,556円	28,000千円
平成17	23億24,640千円	211,812円	32,000千円
平成18	24億08,387千円	222,012円	52,000千円
平成19	25億43,063千円	241,277円	64,000千円
平成20	25億31,733千円	240,934円	0千円

表2

区分	平成19年度		平成20年度		
	医療分	介護分	医療分	介護分	(新設) 支援金分
所得割	5.40%	1.20%	4.47%	1.55%	2.22%
資産割	22.00%	7.00%	—	—	—
均等割	25,500円	9,500円	21,000円	9,700円	8,800円
平等割	24,500円	6,200円	18,400円	5,700円	7,800円

2 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設に伴い、国民健康保険(医療保険)者が納付する後期高齢者支援金などに要する費用を新たに課税します。

平成20年4月からスタートした後期高齢者医療制度を運営するための財源は、75歳以上の方が負担する保険料や病院窓口での自己負担金、国・県・市による負担のほか、国民健康保険や政府管掌健康保険など医療保険に加入している全ての若年層の支援金により、まかなわれることとされています。このため、国民健康保険においても後期高齢者支援金(支援金分)を新たに課税し、皆さんからのご負担をお願いすることとなります。

3 資産割額を廃止します。

後期高齢者医療制度がスタートし、これまで国民健康保険に加入いただいた75歳以上の方が一斉に国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者になりました。後期高齢者医療制度では、被保険者均等割と所得割によって保険料が算定されます。これにより、国民健康保険で資産割の課税を継続しますと、同様の資産をお持ちの世帯であっても、75歳以上の方の名義の資産には保険料負担がなく、75歳未満の方の名義の資産には国民健康保険税の負担が生じます。このため、両保険間で不公平とならないよう、国民健康保険税における資産割を廃止することとしました。

問合せ 市民生活課 年金・医療担当

「児童手当」を受給されている

皆さんへ

現在、児童手当を受給されている方は「児童手当現況届」を提出することが法律で義務付けられています。

これは、受給者の前年の所得状況と6月1日現在の養育状況などを確認審査するための大切な届けです。該当者には、6月上旬に用紙を送付しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。提出されない場合は、6月以降の児童手当の支払いが受けられません。

提出期限 6月30日(月)

※届け出の際には、次の物をお持ちください。

- 現況届用紙
- 印鑑

○年金加入証明書または健康保険証の写し(厚生年金加入者)

※受給中に次のようなことがあった場合には、手続きが必要となります。

- 住所が変わったとき
- 死亡または資格を失ったとき
- 出生などにより、支給要件児童数が変わったとき
- 公務員になったとき

問合せ

市民生活課 年金・医療担当